別表「雇用保険の被保険者となる者・ならない者の具体例」

区分	被保険者となる者	被保険者とならない者
短時間就労者	正社員等の者と同じく、次の2つの要件を	左記①または②のいずれかの要件を満たさな
(パートタイマー)	ともに満たせば被保険者となります。	い場合は、被保険者となりません。
派遣労働者	① 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上で	で物合は、阪体内名となりよどル。
/八旦刀 脚石	あること。	
25 th th St	②31 日以上の雇用見込みがあること。	
学生・生徒	昼間学生であっても、次に掲げるものは被	学生・生徒等で、大学の夜間学部・高等学校の夜間フィース
	保険者となります。	間又は定時制課程の者等以外の者(左記 ①~④
	①卒業見込証明書を有する者であって、卒業	に該当する者は除く)については、適用事業に雇
	前に就職し、卒業後も引き続き同一事業所に	用されても被保険者となりません。
	勤務する予定の者。	
	②休学中の者。(この場合、その事実を証明す	
	る文書が必要となります)	
	③事業主の命により又は、事業主の承認を受	
	け(雇用関係を存続したまま)大学院等に在学	
	する者。	
	④一定の出席日数を課程終了の要件としない	
	学校に在学する者であって、当該事業におい	
	て、同種の業務に従事する他の労働者と同様	
	に勤務し得ると認められる者。	
	(この場合、その事実を証明する文書が必要	
	となります)	
株式会社等の取締	株式会社等の取締役、合同会社等の社員は	左記の区分に記載された法人等(以下「法人等」
役、合名会社等の社	原則として被保険者となりません。	という。)の代表者(会長・代表取締役社長・代表
員、監査役及び協同	しかし、同時に部長・支店長・工場長等会社	社員等)は被保険者となりません。
組合等の社団又は財	の従業員としての身分も有している(=兼務	また、法人等の役員等(代表者以外の取締役・
団の役員等	役員)場合であって、就労実態や給料支払な	監査役等)についても、原則として被保険者とな
	どの面からみて労働者的性格が強く、雇用関	りません。
	係が明確に存在している場合に限り、被保険	
	者となります。(この場合、就業規則・登記事	
	項証明書(※)・賃金台帳・雇用契約書等の関係	
	書類等の提出が必要となります。)	
2以上の適用事業	例えば在籍出向の場合など、その者の生計	従たる賃金を受ける事業所においては被保険
主に雇用される者	を維持するのに必要な主たる賃金を受ける	者となりません。(二重の資格取得はできませ
	事業所において被保険者となります。	ん。)
 試用期間中の者	本採用決定前の使用期間中であっても、雇	,,,,
11/0/11/0/11 47-E	い用関係が存在し、適用要件を満たした就労	
	で あれば被保険者となります。	
	賃金の支払を受けていなくても、雇用関係が左結せる限り被保险者となりませ	
字重压田 1	が存続する限り被保険者となります。	
家事使用人		原則として、被保険者となりません。
在日外国人	日本国に在住し、就労する外国人は、国籍	外国公務員および外国の失業補償制度の適用
	(無国籍を含む。)を問わず、日本人と同様に	を受けていることが立証された者、ワーキング
	適用要件を満たした就労であれば被保険者と	ホリデー制度による入国者及び留学生(昼間学
	なります。外国人技能実習生も適用要件を満	生)は被保険者となりません。
	たした就労であれば、被保険者となります。	左記の被保険者となる外国人技能実習生であ
		っても、入国当初に雇用契約に基づかない講習

		(座学(見学を含む)により実施され、実習実施期間の工場の生産ライン等商品を生産するための施設における機械操作教育や安全衛生教育は含まれない。)が行われる期間は、被保険者となりません。
事業主と同居の親族	次のいずれにも該当する場合に限り、被保 険者となる場合があります。 ①業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること。 ②就業の実態が当該事業所における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。 具体的には、始業・終業の時刻、休憩時間、休日、休暇、賃金の決定・計算・支払方法・締切・支払いの時期などが、就業規則その他これに準ずるものに定められ、その管理が他の労働者と同様になされていること。 ③事業主と利益を一にする地位(取締役等)にないこと。 (この場合、登記事項証明書(※)、当該事業所に雇用されている他の労働者の出勤簿などの関係書類等の提出が必要となります。同居の親族以外の労働者がいない場合は、被保険者とはなりません。)	個人事業の事業主(実質的に代表者の個人事業と同様と認められる法人を含む)と同居している親族は、原則として被保険者となりません。ただし、左記の①~③のいずれにも該当する場合に限り、被保険者となる場合があります。
国外で就労する者	出張や海外支店等への転勤によって国外 で働く場合、海外の現地法人等へ出向する場 合には、国内の出向元との雇用関係が継続し ている限り被保険者となります。	海外で現地採用される者は、被保険者となりません。
船員	船舶所有者に雇用されている間は、乗船している船舶が航行する領域にかかわりなく被保険者となります。 船員法に規定する特定の船舶に乗り組んで労務を提供することを内容とする「雇入契約」 (乗船契約)の間のみならず、船内で使用されることを内容としない「雇用契約」(予備船員としての契約)が締結される場合にも、その間において継続して被保険者となります。	船員であって、特定漁船以外の漁船に乗り組む ために雇用される者(1年を通じて雇用される場 合を除く)は、被保険者となりません。
公務員		国、県、市町村その他これに準ずる事業に 雇用されている者で、離職時に受ける諸給与 が失業等給付の内容を超える者は被保険者となりません。
生命保険会社等の外 務員・外交員・営業部 員等	職務の内容や服務の態様について事業主 の指揮監督を受けてその規律の下での労働 を提供し、それに基づいて給与が算出されて いるなど、雇用関係が明確に存在している場 合は被保険者となります。	雇用関係が明確に存在していない場合は、被保 険者となりません。
在宅勤務者(労働日 の全部またはその大	事業所勤務と同一の就業規則等の諸規定 (その性質上在宅勤務者に適用できない条	左記の5つの要件をすべて満たさなければ、被 保険者となりません。

部分について事業所 項を除く。) が適用され、次の5つの要件をす への出勤が免除さ べて満たせば被保険者となります。 れ、かつ自己の住所 ①指揮監督系統が明確なこと。 で勤務することを常 ②拘束時間等が明確なこと。 とする者) ③各日の始業・終業時刻等の勤務時間管理が 可能なこと。 ④報酬が、勤務した時間または時間を基礎と していること。 ⑤請負・委任的でないこと。 (この場合、就業規則、賃金規定などの関係 書類等の提出が必要となります。 次の3つの要件をすべて満たす場合に、労 週所定労働時間 20 左記の3つの要件をすべて満たさなければ、被 保険者となりません。また、労働者本人が被保険 時間未満で複数の事 働者本人がハローワークに申し出ることで、 者になることを希望せず、申出を行わない場合は 業所で働く 65 歳以 特例的に被保険者となります。 上の労働者(マルチ ①複数の事業所に雇用される 65 歳以上の 被保険者となりません。 ジョブホルダー) 労働者であること ②2つの事業所(1つの事業所における1 週 間の所定労働時間が5時間以上20時間未満) の労働時間を合計して、1週間の所定労働時 間が20時間以上であること ③2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが 31 日以上であること

(参考) 愛知労働局発行「雇用保険のしおり(令和5年9月)」